



広報おんが

12月号 No.218

発行 昭和53年12月10日

発行所 遠賀町役場庶務課

印刷 冷牟田印刷合資会社



1 本いらんかね (にぎやかに農業祭)

人のうごき (10月の住民基)

人口	12,568人(+35)
男	6,092人(+28)
女	6,476人(+7)
世帯数	3,501戸(+11)

()内は前月比

12月の書簡用語
年末、歳末、こがらし
新雪、寒冷、霜夜、初冬

花暦 31日 大みそか
25日 クリスマス
22日 冬至
7日 大雪

誕生石 トルコ石(成功)
すいせん(うぬぼれ)

師走(しわす)
年末で僧がいそがしく走りま
わるので師走という。

12月のこよみ



酒酔い運転 ↓ 免許取り消し

改正道路交通法 12月1日より施行

5月20日に公布された道路交通法の一部を改正する法律は、一部を除いて12月1日から施行されました。今回の改正では、特に次の点が強調されています。

※運転者の社会的責任の明確化

現在は、歩行者や他の車両等の運転者、沿道の住民に思いやりがあり、社会的責任を果たす運転者が求められています。共同危険行為等(暴走族等)の禁止や無保険車の運行者に対しての行政処分に関した規定等の整備は、このような考え方によるものです。

※道路交通対策の根本的見直し

新しい観点から道路交通法が見直され、新しい規定が盛り込まれています。

主な改正内容

バイク

◎ヘルメットの着用を義務づけ



自動二輪車、の乗車に、ヘルメットの着用が義務づけられました。自動二輪車に乗るときは、運転者も、荷台に同

乗する者も、必ずヘルメットをかぶらなければなりません。違反点は一点です。

また、自動車専用道路での二人乗りが禁止され、違反者には三万円以下の罰金です。

暴走行為の禁止

◎暴走行為は懲役6カ月
暴走族に対する取り締りが、一段と強化されました。バイクや

高速道路



◎燃料切れ、積荷の転落も処罰

高速自動車道本線車道に、燃料やオイル切れなどのために停車したり、走行中積荷を落としたり、故意に物を投げ捨てたりすると、懲役3カ月以下、罰金3万円以下、違反点2点の処罰の対象になります。

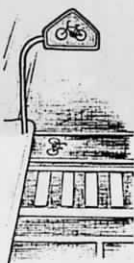
◎故障した時は停止表示
本線車道、路肩にかかわらず、停車するときは、はっきり「停車中」の表示器を出さなければいけません。罰則は3万円以下の罰金。違反点は1点。

運転免許制度

◎免許更新忘れは6カ月まで救済
これまで3カ月だった救済期間が、6カ月に延長されました。

自転車の通行安全

◎自転車横断帯が新設されます



自転車横断帯は、横断中の交通事故を減らすため、新しく自転車専用の横断帯が設けられます。車は横断帯の手前ではスピードを落とし、自転車横断帯中は必ず一時停止をしなければなりません。また、横断帯の手前30メートル以内での追い越し、追い抜きは禁止となります。

◎自転車での交差点への進入が一部禁止されます
交通のほげしい交差点を、自転車で横断するのはとても危険で

す。特に大型トラックなどに巻き込まれている事故が年々ふえています。このような事故を防ぐために、交通量が多く、自転車の横断が危険な交差点には、新たに「自転車進入禁止」の道路標示がつけられます。

「自転車進入禁止」の標示のある交差点では、自転車をいったん歩道にあげ、自転車横断帯を利用して交差点を渡らなければいけません。

◎ブレーキの整備不良は処罰されます



これまで自転車には、車の車検のようなものがなかったため、今回安全のための最低線がつくられました。

ブレーキが不良で、思うように止まらない自転車ほど危険なものはありません。時速10キロの速度で3メートル以内に停止できるブレーキが基準とされ、ブレーキ不良の自転車に乗っていると3万円以下の罰金です。

また、夜間は後方100メートルから確認できる尾灯か反射器材をつけなければなりません。
色は赤色、またはダイダイ色で後ろから見える場所であれば、大きさを取り付ける所は、どこでもかまいません。

◎歩道では車道寄りを徐行して下さい
自転車、歩道を通行できるのは、長さ1・9メートル以下、幅が60センチ以下という条件に合うものに限定されました。とはいっても、歩道での通行は車道寄りを徐行して走らなければなりません。

◎歩行者用信号に従って
これまで自転車は車の信号機に従ってきましたが、車と一緒に並んで走るのが危険な交差点がふえてきました。
このため、新たに「歩行者・自転車専用」の標識がついた歩行者用信号が設けられることになりました。

このような信号機のあるところでは、歩行者と自転車は同じ信号機に従って下さい。
信号無視は懲役3カ月以下、罰金3万円以下です。

身体障害者の
通行を保護

◎運転者は一時停止または徐行を

目の見えない人が道路を通行する場合、これまでは盲導犬をつけているときでも、白色または黄色のつえを携えていなければなりませんでしたが、今後盲導犬をつけている場合は、つえを持たなくてもよいことになりました。
同時に、車等の運転者は、目の見えない人がつえを持つての通行はもとより、盲導犬をつけているときや、身体障害者が車いすで通行しているときは、一時停止または徐行しなければなりません。

行政処分

◎酒酔い運転は免許取り消し



麻薬や覚せい剤を飲んだの運転と、酒酔い運転は厳罰で、一度の違反で免許は取り消しになります。

◎無車検、無保険にも違反点

今までは道路交通法違反に問われるだけで、行政処分を受けなかった次のような違反も、今後は無車検、無保険(強制保険)は

いずれも違反点6点。青空駐車は2点。夜間の8時間以上の路上駐車は1点。
◎優良ドライバーには恩典



2年間無事故、無違反の運転者が、スピード違反など違反点2点までの軽い違反を犯し、その後3カ月間無事故無違反だった場合は、この点数は違反点数からはずされます。

安全運転管理

◎副安全運転管理者の選任

5台以上の車を使用している事業主(使用者)は、20台に1人の割合で副安全管理者をおくことが義務づけられました。

副安全管理者の資格は、20歳以上で運転経験3年、管理経験1年以上です。ただし、酔っぱらい運転で検挙された人や、その他の重大な違反で検挙されてから、まだ2年を経っていない人はその資格がありません。

◎管理不徹底には車の使用制限

使用者や、安全運転管理者が、積載違反やスピード違反などの

違反を命じたり、黙認していたりした場合、その車の使用が制限されます。
また、過労運転、酒気帯び運転の事故防止のために運転者ばかりでなく、使用者にも安全運転管理を徹底させようというものです。

昭和54年度、保育所
入所申請書の受付について

使用者の黙認、見逃し行為がもとで、運転者が無免許、無資格、酒酔い、麻薬運転で検挙される

昭和54年度保育所入所申請書の受付を、次のとおり各保育所または役場福祉係で実施しますのでお知らせします。
◎入所基準は、次のいづれかに該当する場合で、家庭で母親以外の人も保育可能と認められる場合は入所できません。
○母親が勤務している場合
○母親が日中家庭で家事以外の仕事をしている場合
○母親がいらない家庭(死亡、行方不明等)
○母親の出産後(出産の前後または疾病の場合等)
○病人の看病(長期にわたる病人や障害者があるため母親が看病にあたっている場合)
○家庭の災害(火災、風水害で居室を失った場合)

と、それだけでその車の使用が禁止されます。
また、過労運転、酒気帯び運転の場合は2回、スピード違反、積載制限違反の場合は3回検挙されると、その車は使用禁止になります。
使用禁止の期間は6カ月以内。運転禁止のマークが車に張られます。

- ◎各保育所定員
- 遠賀川保育園 90人
- 山びこ保育園 120人
- 南部保育園 120人

※現在各保育園に入所中の児童も新規に申請書を再度提出して下さい。
◎入所申請書の受付期間及び提出場所

昭和53年12月20日～昭和54年1月31日までに、各保育園または役場福祉係へ提出して下さい。
○入所申請用紙は各保育園または役場福祉係にあります。

○入所申請書の記載事項及び添付書類等に不備点がありますと申請書の受理ができかねますので、記載事項及び添付書類等については、説明書どおりに申請されますようお願いいたします。

人権の歴史に学び

正しい認識を

(7)

三、部落の歴史と創造へのあゆみ (4)

解放令

慶応三年(一八六七年)十月、

十五代将軍徳川慶喜は、天下の大勢を察して、政權を朝廷に返上することを申し出て、ここに、大政奉還が行われました。そして同年十二月、王政復古の大号令が発せられ、二六五年間続いた江戸幕府はたおれ、一一九二年鎌倉幕府の成立以来、七〇〇年近くにおよんだ武家政治は、終わりをづけました。

明治維新になって、日本は封建時代から抜け出して、新しい近代日本の建設に乗り出すことになり、明治政府は、古い封建的な諸制度に改革を加え、資本主義体制を大急ぎで育てていきました。明治四年(一八七一年)八月、政府は、太政官布告第六一号で、世にいう「解放令」を出しました。

「えた・非人の称、廃せられ候条
自今、身分職業共、平民同様たるべきこと」
という法律が公布され、法律上の制度がなくなりまし。部落の人びとは平民とされ、職業も居住も自由となったので

す。これは、封建社会から、近代社会に改革された日本にとっては当然のことでありました。部落の人達は、どんなによろこんだことでしょう。長く、きびしい差別の中に生き抜いて来た人々にとっては、大変な朗報だったのです。人びとは素直に、「自由と平等」のおとずれを期待し、明るい世の中になったと、おどろがってよろこびました。

しかし、そのよろこびはやがて

消えていき、そこには、新しい差別がまちかまえていたのです。



第一に、部落の人たちに人間らしい生活を保障しなかつたことです。そして、就職・結婚・教育などの各面で、差別はなお続いたのです。

部落の人々の生活をささえるのに重要な役割を果たした独占的な皮

革産業や、その他の手工業も、政府の後押しによって成長した大資本の進出によって大打撃をうけ、大工場などでは、長い間の差別感から地区の人は働こうにも採用されませんでした。こうして、たえず、人びとは極めて条件の悪い所で、どんなに安い賃金であろうと、どんなに辛い仕事であろうと、生活をしていくためには、働かざるを得ないようにしむけられたのです。

差別をなくそう

一方、華族や士族に対して政府は、秩禄公債(俸禄を奉還した者に交付するために発行された公債)のよ様な恩恵が全部に与えられ、農民には田地売買の禁止令を解き、地価を定めて地券を発行し、土地を不動産として、近代的な土地所有権が認められました。しかし、部落の人びとは、全く何らの経済的な援助も与えられませんでした。

第二には、日本が先進諸国に追いつかなければなら

ないというこ
とで、「富国強兵」「殖産興業」の名のもとに、明治政府は、「納税」「兵役」「教育」の義務を国民に課しました。そこで、今まで部落なるが故に保護されて来た、免税や部落産業の特権もなくなりました。
明治政府は、財政力が弱かったため、すこしでも租税を多くとり、国の財源をふやそうと考えたのです。部落の人を名目上平民にしたあげ、四民平等ということ

で、納税面では同等なあつかいをすることにされたために、かえって経済的に新しい重荷が加えられた結果になりました。他方、外国資本と競争するためには、安い品物をつくらねばなりません。それは、低い賃金で文句をいわずに働く労働力が必要だったのです。部落はこの貧しさを支える、しずめ石として、労働者全体の賃金を常に低い水準におく役割を果たされたわけです。また、土地をもたない部落の人の高い小作料を維持するための、おもりとして利用され、その犠牲になったのです。

つまり、「解放令」は紙一枚の空文にすぎなかつたもので、根本的に身分制度をなくしたのではなく、依然として差別は残されていたのです。

(以下次号)



遠賀町文学散歩

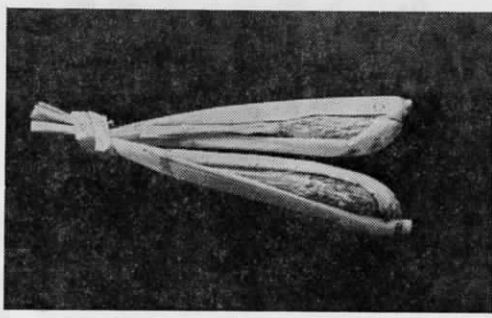
(十二)

菰黒 祭 (広渡)

神社の御神体を盗んでいさかいをおこした言い伝えは、あちらこちらで聞く。「遠賀村誌」によると「広渡区でも以前は立屋敷八幡宮を本社として正月元旦には老若男女の別なく皆参詣していたが、大河を渡る事の

危険と或動機から、村人が夜陰に乗じて神体を盗み出したが、立屋敷村の人に見付けられ追及されたので神体

石塊を、菰池に投げ込んだ由で、近年迄広渡の宮座には其故実によりて、必ず菰実を用いる」



大黒をうたげの膳に一つずつ添えるのである。

新穀祭(宮座)は毎年座元が変り座元に当った家は、隣組の人々を招いて祝宴を開き、田の神様をおむかえするのである。膳には鯛の焼物、野菜の煮べ、吸物、鮓のぬたなどが盛りられ、菰黒が必ず置かれるのだ

と書かれている。この文を見るだけではあまり味気ないが、村人に追われてご神体の重さに耐えられず、河原の菰の中に隠し、翌日探し当てたご神体は、菰黒で真黒に塗られていた。これは全く菰黒が守ってくれたのである。と少しつけ加えて味わうと、中々人間味があふれ、芸術的でもあるようだ。

た。帰りにその菰黒を家に持って帰り、神棚に供え来年度の害座まで一年間のお守りにするのである。こうした風習が何百年もの間守られていたということは、何だかゆかしさを覚えるのである。

菰原の菰白く枯れ 冬の日に
菰黒を思う 野分の花の黙
(片山花御史)

少年剣道大会で

女子が入賞を独占

11月26日、遠賀郡四町と中間市から12チームが参加して、少年剣道大会が水巻町で開催されました。遠賀町剣道教室生も多数の選手を相手に、毎日の練習の成果を充分発揮して戦い、観客から大きな拍手をあげました。



入賞した3人

決勝戦には出れなかったものの3位決定戦で、大将戦1本対1本までがんばりましたが一歩おぼやけ、4位となりました。しかし、その試合態度や、マナーの良さは1位のチーム以上の立派なものでした。

特に個人戦小中学生女子の部では1位に金子美智子さん(浅木小)、2位に野口真理子さん(広渡小)、3位に田坂里美さん(広渡小)と、遠賀町剣道教室生が入賞されています。

第4回遠賀町民駅伝大会を

開催します

恒例の遠賀町民駅伝大会を次の通り開催します。

ついでには、町内各公民館の出場ならびに町民の皆様の多数の御声援をお願いします。

▽日時 12月17日(日)

午前10時スタート

▽コース 島門小学校横→鬼津→小島掛→尾崎の一周4.4



昨年の駅伝大会

▽オーダーと走距離

一区	中学生	2.2 km
二区	小学生	2.2 km
三区	20代	2.2 km
四区	中卒10代	2.2 km
五区	中学生	2.2 km
六区	30代	2.2 km
七区	20代	2.2 km
八区	30代	2.2 km

にぎやかに

新町文化祭



11月23日、中央公民館で新町区の文化祭が開催されました。

各隣組から芸達者が多数出演して、会場をうめた区民からやんやの喝采を受けました。

また、楽団による演奏や創作舞踊、空手の模範演技なども披露され、これまた喝采をあげました。

各種の演芸のほか、会場ではチャリティバザーが行なわれ、収益金が区長さんの手で、遠賀町社会福祉協議会に渡されました。



救急医療センター

を開設します

12月31日と正月3日間、臨時の「急病センター」を開設致します。これは、遠賀中間医師会の全面的協力を得て、遠賀郡4町と中間市が共同で設けるもので、急病でやむを得ない方に限って診察します。

正月酒の飲みすぎや、正月過ぎに診察を受ければよいような慢性の患者さんの診察は、お断り致します。

なお、急病で診察を受けられる方は次の事を御承知下さい。▽診察は「有料」です。

▽来所の上は、印鑑と被保険者証又は、生活保護カード。

老人・乳幼児・障害者医療を受けている人は、印鑑と被保険者証と各医療証を必ず持参して下さい。

▽往診は致しません。

▽開設場所 遠賀保健所(水巻町頃末、町民会館前)電話093(691) 4161又は062

▽開設日と診療時間

12月31日 10時~18時

1月1日 12時~18時
1月2日 10時~18時
1月3日 10時~18時
※役場では
役場の事務は例年のとおり、12月28日午前中に「御用納め」を行い、1月3日まで窓口一般事務は取り扱いができません。

特に印鑑証明、戸籍謄抄本、転出証明などは、12月28日午後以降は交付できませんので、必要な方は早目に役場において下さい。

ただし、戸籍の受付(出生届、死亡届)については当直者に申し出て下さい。

※遠賀町老人憩の家では
12月29日から、1月4日まで休館いたします。

新年1月5日からのおいでを、お待ちしております。

※中央公民館と別館では
12月28日から、1月4日まで休館いたします。

歳末 たすけあい運動

昭和26年にスタートしましたこの運動も、今回で28回を数えることになりました。今年も又師走の風とともに全国各地で運動が実施されます。当町でも12月1日より

20日まで「みんなそろって明るい正月を」をスローガンに、正月を前に町内の恵まれない方々や遠賀町から県内のあらゆる施設に入園

消防119コーナー

遠賀町から火事をなくそう

これから来年にかけいそがしくなり、寒さもだんだんきびしくなります。火の使用も多くなり、気をゆるめれば火事ともなりかねません。

火事は一瞬にして財産を灰にしてしまい、時には尊い人命まで奪います。これらの火事の原因は、火を使う人が「これくらいでは火事にならないだろう」という軽い

気持で火を使うために起っています。今年こそ、火を使う時は「一だろう」という気持をすてて、その火が完全に消えるまで目と心を離さないで、遠賀町から火事をなくしましょう。

○タバコの投げ捨て、寝タバコはやめましょう。

○時々、家族そろって防火診断をしましょう。

○外出時、おやすみ前には火の元の点検をしましょう。

○火事の問い合わせについてのお願い

火事するとき役場のサイレンを鳴らしますと、電話による役場への問い合わせが大変多くなりました。役場は、サイレンを鳴らすと同時に消防団関係への連絡をしながらなりません。一刻をあらそう時に外からの問い合わせがありますと、それだけ消防団関係への連絡が遅れます。

火事の際には、遠賀郡消防署、電話③3921(テープにセットしてあります)へ!!

さて、御協力をお願いします。

募集中

※空手教室生徒募集!!

▽対象 小学生以上(一般も募集)

▽練習日 毎週火曜、金曜日

▽時間 午後7時~8時30分

▽指導者 養秀会総本部道場 小田三段、中井三段、半田二段

◎希望者は直接会場に来られるか

◎15700中井、③1234半田(役場内)まで問合せ下さい。

◎当空手教室生も、先に行われまして昇級審査でそれぞれ昇級しております。

。八級 古賀(小二)、権田(小二)、半田(小二)

。石田(小二)、増永(小四)、中嶋(小五)

。中井(小五)、中井(中一)、古川(一般)

()内は学年

※新有権者感想文 地方自治や国政への参加について感じたこと等、新有権者としての感想文を募集しています。

詳細は、福岡市中央区天神1丁目1の1、福岡県選挙管理委員会へお問い合わせ下さい。

種類	町別	遠賀	水巻	芦屋	岡垣	計
		226	424	282	274	1206
火災	救急	13	17	12	17	59

家庭の配線診断を

無料でいたします

九州電気保安協会では、2年に1回九州電力の委託をうけて、家庭の配線診断をしています。

これは、漏電しているところがないかどうかを調べるもので、料金は無料です。

今月の税金 固定資産税 3期分

納期限 12月25日まで
笑顔で納税 明るい町政

衛生係から

※乳児相談



▽期日 12月18日(月)
1月16日(火)

▽時間 10時~11時30分

▽対象者 1歳未満児

▽場所 役場保健室

▽持参品 母子手帳

▽内容 体重、身長等測定、食事等の相談

※し尿くみ取りについて

し尿くみ取りについて次の事を守って下さい。

○くみ取りの申し込みをされても

すぐには行けませんので、早目に役場まで申し込んで下さい。

○人員の異動があった場合も、すぐに役場に届け出て下さい。

○地下水、雨水等の流れ込むような不良便所は早急に改善して下さい。

下さい。

○便所付近は作業しやすくして下さい。

○留守にする場合は近所・隣りの方をお願いして、料金の未納がないようにしましょう。

※ゴミ袋は町指定の袋で

役場ではゴミの無届搬出(タダ出し)を防止するため、役場指定のゴミ袋を各区、組長、婦人会、母子会等を通じて販売して

いますので御利用下さい。区長等で取り扱っていない地区の方は、衛生係で百枚単位、一枚9円で購入出来ます。市販の袋等を使用された場合に収集等もれ

があっても、その責任は負いません。

○ゴミは近所の人とまとめてきめられた所に出しましょう。

○もえるゴミ、もえないゴミ、大型ゴミはきめられた日にわけて出しましょう。

○出来るだけ水切をよくして下さい

○届出先 静岡県富士宮市元城町1番1号、富士宮市役所衛生課、電話05442(7)3111

▽所在地 熊本県菊池市大字班口字下鶴・上原・下半尺・向原・中村・中山・二ツ野・治田道・村脇

○名称 不明

○道路工事中はゴミ収集車の通る所までゴミを持ち出して下さい。

○各区毎の袋取扱い者は11月号の広報おんがに掲載されています。無縁墳墓の改葬があります

無縁墳墓の改葬がありますので関係者があれば届出て下さい。

▽所在地 静岡県富士宮市744の1745

○届出期限 昭和53年12月20日

○届出先 静岡県富士宮市元城町1番1号、富士宮市役所衛生課、電話05442(7)3111

▽所在地 熊本県菊池市大字班口字下鶴・上原・下半尺

○届出期限 昭和54年1月5日

○届出先 熊本県菊池市限府1290番地 九州地方建設局竜門ダム工事事務

所用地課用地第3係 電話09682(5)3191

▽所在地 福岡県嘉穂郡碓井町大字飯田字クマモト33

○名称 クマモト墓地

○届出期限 昭和54年1月15日

○届出先 嘉穂郡碓井町大字上白井1182番1 碓井町役場同和对策課電話094862・227

▽所在地 宮崎県児湯郡新富町大字下富田東五反田地区内の西田五反田東

○名称 東西五反田共同墓地

○届出期限 昭和54年1月31日

○届出先 新富町大字上富田7491番地 新富町役場厚生課 電話09833(3)1111

※消防設備士講習会を開催

詳細は、遠賀郡消防本部予防課 電話⑤1231へ

※遠賀町青年会から

バス停留所、公園、電話ボックスに、大きな吸いがり入れを設置しました。

クリーンズモーカーのエチケットとして、ご利用下さい。

ちよっとしたあなたの行動が、町を美しくします。

香典返しのお礼

次の方々から遠賀町社会福祉協議会にご寄付をいただきました。

心から故人のご冥福をお祈り

3行あんない

たし、厚くお礼申し上げます。
故矢川レイ殿 (浅木) 矢川 浩司様
故土師 晋殿 (木守) 土師タツ子様
故亀井宗徳殿 (新町) 亀井マサ子様
また、故土師晋先生の御遺族からは、町内の小、中学校4校にもご寄付をいただきました。厚くお礼申し上げます。

ご寄付のお礼

新町区より遠賀町社会福祉協議会へご寄付をいただきました。これは去る11月23日開催された新町区文化祭でのチャリティショーとバザーの収益金です。厚くお礼申し上げます。

表紙

11月23日、勤労感謝の日に遠賀中学校で「農業祭」がありました。

おいしそくに色づいたミカンやハチミツ、八女のお茶など農業製品の特売や品評会、植木市などが行なわれ、冬を忘れさせるような暖かい日差しを背に、一日中にぎわっていました。